

エネルギー政策の抜本的な見直し等を求める意見書

わが国は、将来にわたるエネルギーの安定供給を目指すため、原子力の利用を推進していくに当たっては安全の確保を標榜してきたところである。

ところが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所において重大な事故が発生し原子力緊急事態宣言が発令された。その後、原子力安全・保安院が、国際原子力事象評価尺度（INES）による評価で、この事故に対する暫定評価を最悪のレベル7に引き上げるという深刻な事態となった。事故から既に6ヵ月が経過した今なお、周辺住民は県外への避難や集団避難を余儀なくされている。また、農林漁業、観光業に対する広域的な被害は、現在も住民生活に影響を及ぼしている。

那珂川町は九州電力玄海原子力発電所から約50キロ圏に位置している。玄海原子力発電所においては現在原子炉が4基あるが、昭和50年に運転を開始した1号機は九州電力管内で最も古く、原子炉圧力容器の劣化が進んでいる可能性が指摘されておりその安全性が不安視されている。現在、2号機・3号機は定期検査中で運転を停止しているが、そのうち3号機では、ウラン燃料よりもさらに強力な放射線を持つプルトニウムとの混合によるMOX燃料によるブルサーマル発電が行われている。また、先の報道で、3号機と4号機に関しては、九州電力による耐震安全性を解析するデータに誤りがあったことが判明している。このような不安要素が多い中で、それらが正常に稼動していたとしても、仮に東日本大震災のように想定を超えた自然災害による原発事故が起こる可能性が全くないとは言えない。また、自然災害が起きなくても、原子力発電所を狙った武力攻撃や航空機の墜落等何らかの原因で事故が発生したとなれば、本町も含め福岡都市圏は想像しがたい打撃を受けることとなる。

我々は、今般福島県の原子力発電所周辺自治体が築いてきた伝統文化・歴史や地域社会、産業・経済活動が一瞬に崩壊し、未だ収束に至っていない今回の事故を目の当たりにして座視することはできない。わが国の原子力発電所の安全基準の見直し、さらには、原子力行政の根本的見直しが必要であることは明らかで、原子力の「安全神話」からの脱却が求められている。

よって、政府及び国会におかれては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 長年にわたる原子力発電所に依存したエネルギー政策を転換し、再生可能な自然エネルギーの開発と普及促進、並びに、低エネルギー社会への移行に努めること。
2. 原子力発電所の新たな建設計画は凍結し、既存の原子力発電所についても運転の計画的停止など段階的に縮減していくこと。
3. 福島第一原発事故に係る放射能汚染の徹底した調査の継続と正確で迅速な情報開示を行うとともに、かかる事態の早期収束を図ること。
4. 原子力発電所の「安全神話」をもたらした国・電力会社の原子力政策の推進体制や体質をはじめ、事故に至った原因の徹底した調査・検証を行い、情報を開示すること。
5. 今回の事故対応の徹底した調査・検証を踏まえ、原子力防災指針等の見直しを行い、原子力災害から国民の命とくらしを守る対策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月20日

福岡県筑紫郡那珂川町議会議長 加納 義紀